

### 3. まちづくりの体制・しくみづくり

#### (1) ルールづくり

区民参加や地区まちづくりの推進、地区計画の適用、住環境の改善、良好なアメニティの形成、自然環境の保全等について、「(仮称)豊島区まちづくり基本条例」の制定や関連要綱の整備、見直しなど、豊島区のルールづくりを検討します。

#### (2) 財源の確保等

事業推進の財源確保に最大限の努力を重ねていく一方、以下によって新たな展開をはかります。

##### 1) 国や都の事業・制度の活用

必要性に応じて国や都の事業・制度等の利用を図る一方、区のまちづくりに適用可能な事業・制度等の充実を要請していきます。

##### 2) 住民活動支援のための財源確保の検討

住民の主体的なまちづくり活動を支援するため、住民や企業の協力による財源確保のしくみについて検討します。

##### 3) 大規模敷地の活用

本区は一定の規模をもつ未利用地が少ないことから、大規模な未利用地の所有者に対しては、このマスタープランに即した土地利用をはかることを要請していきます。また、造幣局のような現在利用されている大規模敷地についても、土地利用転換の要請をおこなっていきます。

#### (3) まちづくりに関する人材の育成・活用

##### 1) 区民・事業者

次代を担う子どもたちへのまちづくりに関する啓発を図るため、小中学校での特別講座の開設等を検討します。また、「街づくり大学」を継続しプログラム等の多様化を検討するとともに、卒業生の地区のまちづくりへの参加等を推進するなど、多様な機会を利用して人材の育成・活用をはかります。

##### 2) 区

区職員がまちづくりの方針に関する共通認識を持ち実践できるように、適正配置や意識啓発等により区内の人材育成をすすめます。

#### (4) まちづくり情報共有のためのシステムの確立

##### 1) まちづくり情報の共有化

区および区民・事業者との間でまちづくり情報を共有するために、区の各施設に情報コーナーを設けるほか、インターネット等の電子メディアを利用した情報共有システム、情報ネットワークの構築をはかります。

##### 2) 情報処理技術の革新

地域の特色や実情を総合的・定量的に示す統計資料の整備、地図情報システムの構築など情報処理技術の革新をはかり、円滑なまちづくりの実践に備えます。